

### 4.3 HNS 条約

1996年に採択された当時のHNS条約はコンテナ輸送船、Ro-Ro船等で運ばれる梱包HNS貨物について、同貨物の受取人および受取量等の特定ならびに報告が困難であるとの認識から、各国の批准が進まなかった。その後上記貨物をHNS基金への抛出貨物の対象から除外するなど、条約締結を促進するための改正議定書案が2007年から検討され、2010年に同議定書が採択され現在の形となっている。しかしながら依然各国の批准は進まないため、2014年4月のIMO LEGにおいて、HNS条約に関するレスポンスグループ(CG)が設置され、発効促進に向けた検討が行われている。

2017年4月のIMO LEGにおいてCGから、条約の理解醸成のためのHNS事故シナリオのプレゼンテーション案、条約発効/実施に係る決議案およびワークショップのプログラム案等について説明があり、いずれも了承された(決議案は最終的に総会決議として2017年11月の総会です承)。これによりCGはIMO LEGから委託された全ての事項を完遂したため今次会合を以って活動を終了することとなった。この他、HNS条約に関する批准状況について、ノルウェーが2017年4月21日に批准し現在のHNS条約の最初の締約国となったこと、欧州理事会が同年4月25日に加盟国に対し条約の批准を求める決定(Council Decision)を採択したこと等が報告された。また、2017年10月のIOPCF会合では、2018年4月26日、27日にワークショップがIMO本部で開催されることが報告された。

一方わが国でも産官学による「2010年HNS条約に関する検討委員会」(事務局:日本海事センター)が設置され、HNS条約へ参加することとなった際の問題点が検証された。同委員会ではHNS基金の内部規則は発効時に加盟した国で決定されるため、もし条約に加盟するのであれば最初のルール作りに関与できる立場にいるべく発効までに条約の締約国となるべきであるとの意見も出ている。2018年3月末現在、委員会は2回開催され次年度も継続して検討していくことが確認された。この他国交省からはHNS条約に加え、次年度はわが国が未批准の2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約(バンカー条約)および2007年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約(難破物除去ナイロビ条約)の批准も含め総合的な検討を考えているとの見解が示された。